

消費者庁による行政処分について

日本アムウェイ合同会社（本社：東京都渋谷区宇田川町7-1、社長：ピーター・ストライダム）は、2022年10月13日に、消費者庁より連鎖販売取引に関する行政処分（業務の一部停止命令および指示）を受けました。

本件により、ご関係の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

弊社は、ダイレクトセリングを牽引する責任ある企業として、本件を厳粛に受け止めております。弊社は、これまでコンプライアンス強化の取組みや、アムウェイ・ビジネス・オーナー（ABO、以下「会員」）に対する幅広い教育・啓発・テストの継続実施を通じて、適切な事業運営に努めてまいりました。この度の一部会員の違法行為を踏まえ、改めて「倫理綱領・行動規準」および会員に向けたトレーニングの見直し、関連法令や規則の周知、コンプライアンスの更なる徹底などを通じていかなる違法行為も許さない姿勢で、実効性のある業務改善と再発防止対策を講じてまいります。

さらに、「インテグリティ（誠実）」と「責任」というアムウェイ創業当時より大切にしている企業価値へのコミットメントを新たにし、世界100以上の国と地域で展開している事業と同様、日本の皆さまへ質の高い製品とビジネスの機会を提供することをお約束します。

弊社は、消費者庁の処分期間中の新規会員登録・勧誘を停止いたします。なお、現会員およびお客様への小売販売の事業活動については、引き続き継続いたします。

1. 処分の内容

特定商取引法第33条第1項の規定に基づき、連鎖販売取引の一部（勧誘（勧誘者に行わせることも含む。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）の2022年10月14日から2023年4月13日までの6か月の停止。

2. 処分への対応およびビジネス活動の改善と再発防止について

- (1) 弊社は、消費者庁の行政処分に基づき、直ちに新規会員登録・勧誘を6か月間停止いたします。
- (2) 当該会員の不適切な勧誘行為について、ビジネス活動の改善と再発防止に向けたコンプライアンスの強化・徹底を図るため、全国の会員の再教育プログラムをはじめ、勧誘活動に対する各種対策を講じます。

本件に関する報道関係者様からのお問い合わせ先

日本アムウェイ合同会社 広報グループ

Tel: 03-5428-7210 / Fax: 03-5428-7965 / Email: AJ.AMWAY.PR_team@Amway.com



■ アムウェイについて

アムウェイは売上世界 No.1 のダイレクトセリング企業^{*1}です。ミシガン州エイダに本社を置き、世界 100 以上の国と地域で事業を展開しています。人々の、すこやかで、ゆたかな人生を切り開くサポートをすることを目指し、日常的に使用する様々な製品を提供しています。売上上位ブランドには、栄養補助食品の「ニュートライトTM」(売上高世界 No.1^{*2})、スキンケアやメイクアップ製品の「アーティストリーTM」(アーティストリーは植物由来のビタミン・栄養補助食品における売上高 世界 No.1 ブランドがサポートする唯一のビューティブランドです^{*3})、キッチン用浄水器の「eSpringTM」(売上高世界 No.1^{*4})などがあり、日本では 200 以上の製品を展開しています。また、社会貢献活動の一環として、東日本大震災の被災地復興支援プロジェクト「Remember HOPE」に取り組んでおり 2022 年 9 月より子どもの貧困支援『Tomorrow HOPE プロジェクト』を実施しています。

*1 2022 年 Direct Selling News 誌の Global 100 ランキングに基づく

*2 ユーロモニターインターナショナルにより実施された世界のビタミンおよび栄養補助食品のグローバルブランドに関する調査より（総小売額、2020 年調べ）

*3 グローバルデータ社 2019 年小売金額ベースによる

*4 2020 年グローバルセールスに関するヴェリアイマーケット社調査に基づく

本件に関する報道関係者様からのお問い合わせ先

日本アムウェイ合同会社 広報グループ

Tel: 03-5428-7210 / Fax: 03-5428-7965 / Email: AJ.AMWAY.PR_team@Amway.com